

第2章 保健・福祉サービスの現状・今後の方策

1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの設置運営

現状

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市が設置する施設です。

本市では、概ね中学校区を日常生活圏域とし、直営型1か所、社会福祉法人等への委託型6か所、計7か所の地域包括支援センターを設置し、運営をしています。「みんなで支え合い、励まし合う、健康で活力ある地域づくり」を共通目標に、総合相談、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行っています。また、効果的な運営を進めるため、各地域包括支援センターと市担当課で定期的に会議を行い、地域包括支援センターの活動状況を把握するとともに、地域の現状や課題を共有しています。

【日常生活圏域と高齢者の状況】

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
小学校区	大浦 朝来 志楽	新舞鶴 三笠	倉梯 倉梯第二 与保呂	中舞鶴	福井 吉原 明倫 余内	中筋 池内 高野	由良川 岡田	
人口（人）	9,921	14,042	15,084	7,229	17,076	14,110	3,495	80,957
高齢者数（人）	3,207	4,521	4,589	1,954	5,736	3,995	1,712	25,714
高齢化率（%）	32.3	32.2	30.4	27.0	33.6	28.3	49.0	31.8
事業対象者数(人)	13	7	11	3	0	4	1	39
認定者数（人）	571	949	849	441	1,239	759	407	5,215

※人口：住民基本台帳 令和2年4月1日現在

【日常生活圏域と要介護・要支援別の状況】

(人)

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計	
サービス利用者	事業対象者数	12	7	3	2	1	4	0	29
	要支援 1	46	103	91	55	100	66	23	484
	要支援 2	72	104	147	72	162	79	69	705
	要介護 1	98	117	138	77	191	102	53	776
	要介護 2	92	152	173	87	214	139	66	923
	要介護 3	78	106	97	50	144	81	50	606
	要介護 4	45	81	86	34	138	85	47	516
	要介護 5	34	48	70	31	74	62	34	353
	計	477	718	805	408	1,024	618	342	4,392

※サービス利用者：令和2年7月サービス提供分

【地域包括支援センターの活動実績(令和元年度)】

(件)

△	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
総合相談	408	1,219	533	939	808	915	1,222	6,044
対応困難	4	16	4	13	46	87	59	229
虐待予防	0	16	13	1	12	39	0	81
権利擁護	1	28	0	7	4	14	5	59
予防給付	1,441	1,538	1,095	1,181	1,153	1,679	1,216	9,303
総合事業	455	503	48	443	398	80	310	2,237
計	2,309	3,320	1,693	2,584	2,421	2,814	2,812	17,953

施策の方向

地域包括支援センターの効果的・効率的な運営のために、運営方針を定め、市との定例会議等を通じて、地域包括支援センターの活動状況の把握と評価を行うことにより、事業の質の向上に努めます。

また、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、圏域を担当する保健師とともに、住民主体の通いの場の創出など介護予防を通じた支え合いや見守り合える地域づくりに努めるほか、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、

複雑化・複合化した問題も包括的に支援するため、子ども、障害、生活支援等の相談機関との連携を更に強化していきます。

② 地域ケア会議の推進

現状

たとえ、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、民生児童委員、自治会長、ボランティア、地域住民等地域の多様な関係者が協働し、介護が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「地域ケア会議」を実施しています。

個別の課題を検討する「地域ケア個別会議」と多職種協働による相互の連携構築や資源開発等に取り組む「地域包括支援ネットワーク会議」を行っています。

【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域ケア個別会議 (回)	36	41	40
地域包括支援ネットワーク会議 (回)	49	50	40

施策の方向

今後も引き続き、各圏域のニーズに合わせた、地域ケア会議を実施し、課題解決や連携構築、資源開発等に取り組みます。

【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域ケア個別会議 (回)	45	50	55
地域包括支援ネットワーク会議 (回)	50	50	50

(2) 自立支援と重度化防止

① ケアマネジメント支援会議

現状

介護保険制度の理念である、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるよう、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化防止を実現するため、高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、自立支援に資するケアマネジメントを行うため、リハビリテーション専

門職や薬剤師、管理栄養士、保健師等の多職種で個別課題や対応策を検討する「ケアマネジメント支援会議」（地域ケア個別会議に含む。）を実施しています。

【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
ケアマネジメント支援会議 (回)	14	16	14
参加者 (人)	156	166	150

施策の方向

自立支援に資するケアマネジメントの実践を重ねていくことで、介護保険のケアマネジメント力の向上を図るとともに、介護保険事業者等、関係機関との介護保険の基本理念の共有化を図っていきます。また、今後も引き続き、市役所での実施を継続するとともに、圏域単位での開催を目指します。

【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ケアマネジメント支援会議 (回)	16	18	20
参加者 (人)	160	180	200

② 介護予防評価分析事業

現状

要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を効果的に推進するためには、要介護状態への移行状況や客観的なデータに基づき、介護予防施策の評価を行い、効果を検証していく必要があります。

本市では、筑波大学大学院 山田教授と共同で、介護予防事業の効果について調査・分析を行っています。また、3 年毎に、生活習慣や健康状態についての実態把握調査「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、圏域毎の特性や他圏域との比較について、地域住民にフィードバックを行うことで、介護予防についての普及啓発を行っています。

施策の方向

今後も引き続き、調査・分析を継続し、効果的な介護予防施策の実施に努めます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

現状

舞鶴医師会・舞鶴歯科医師会・舞鶴薬剤師会の協力のもと平成28年度に作成した『まいづる市在宅療養マップ』（医療機関・薬局・医療介護に係る相談窓口のリストを一元化したもの）を、「在宅療養を支える関係機関一覧」として、平成30年度から『高齢者の保健・福祉サービス利用のてびき』に加え1冊にまとめることで、市民及び医療介護関係者がより効果的に利用できるようにしています。このてびきは、市内関係機関に配布するとともに、広く市民に活用していただくため、市ホームページにも掲載しています。

施策の方向

今後も、在宅療養に係る必要な情報の把握に努めるとともに、「在宅療養を支える関係機関一覧」の更新やデジタルマップ化など、活用しやすい情報の提供に努めます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築

現状

病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続するには、医療・介護関係者の連携が不可欠であり、医療機関と介護事業所など、在宅療養に関わる関係者の連携を推進することが重要です。本市では、舞鶴医師会・舞鶴歯科医師会・舞鶴薬剤師会との共催で、医療・介護の多職種が一堂に会し、互いの業務交流や連携体制を構築するための「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」を開催し、在宅医療・介護連携における現状把握や課題の抽出、対応の検討を行っています。また、京都府の養成を受けた在宅療養コーディネーターとともに課題を共有し、在宅医療と介護の連携強化に努めています。

【事業実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
在宅医療・介護連携ネットワーク会議 (回)	4	2	2
参加人数 (人)	227	129	80

施策の方向

引き続き、在宅療養コーディネーターとともに、在宅医療・介護連携のためのネットワークの構築を図る会議を継続し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係づくり」に努め、入退院支援、日常の療養支援、緊急時の対応、看取り等の様々な局面において、スムーズな連携体制の構築を目指します。

【令和5年度までの見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携ネットワーク会議 (回)	3	4	5
参加人数 (人)	100	120	150

③ 在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発

現状

前述の「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」では、「看取り」や「入退院連携」など在宅療養をする上で必要な知識を習得するため、関係者向けの研修会を開催しています。また、医師会や各病院が行う研修会等と連携し、介護支援専門員等の関係者が研修機会を多く得られるよう、調整を図っています。

普及啓発としては、人生100年時代を迎え、誰もが認知症になる可能性があることを踏まえ、認知症になる前に自分の人生を振り返り、希望する医療やケアなどについてまとめておく『老い支度』について、市民向け講演会を平成30年・令和元年と2回開催し、合計約680人の参加がありました。同時に「老い支度」について市民へ伝える伝道者として「老い支度マスター」を養成し、現在34名のマスターが地域で活動しています。

また、本計画に係る市民アンケートでは、医療・介護が必要となったときの療養場所として、前回調査より1ポイント多い44%の人が「自宅」を希望しており、在宅療養への市民の関心は高くなっています。

施策の方向

今後も、医師会や各病院、関係機関と連携しながら、現状や課題を踏まえた研修を企画し、在宅医療のニーズの増加に対応できるよう、医療・介護関係者のスキルアップに努めます。また、市民ができる限り人生の最後まで、希望に沿った自分らしい生活が送れるよう、舞鶴版「老い支度ノート」を作成し、老い支度マスターとともにノートの普及・啓発を行い、広く市民へ在宅療養に係る情報提供や普及啓発に努めます。

【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
老い支度マスター活動回数(回)	7	14	21

(4) 権利擁護の推進

① 舞鶴市成年後見支援センター事業

現状

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

本市では平成 29 年度に、舞鶴市成年後見支援センターを舞鶴市社会福祉協議会に設置しました。

舞鶴市成年後見支援センターは、認知症、知的障害、精神障害等で、日常生活上の判断や契約、財産管理などが困難な人を支援する、成年後見制度の利用促進を目的としています。また、令和元年 4 月からは舞鶴市社会福祉協議会による法人後見事業を開始され、令和 2 年 11 月現在で 1 件の受任実績があります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体等と連携・協議し、権利擁護体制の充実に努めています。

【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
相談件数（件）	330	468	500
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	5	5	5

施策の方向

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人が、成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークづくりに努めます。

舞鶴市成年後見支援センターは、地域連携ネットワークにおいて、令和 2 年 4 月からは中核機関としての役割を担い、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援に結びつけることができるよう従来の保健、医療、福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携・対応強化の推進役として支援体制の充実を図ります。

また成年後見制度は、今後ますますニーズの高まりが見込まれるため、舞鶴市社会福祉協議会における法人後見の更なる充実を目指すとともに、市民後見人の養成についても研究を進めるなど、その取組を広げる必要があります。

【令和5年度までの見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	520	520	520
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	5	6	7

② 成年後見制度利用援助事業

現状

成年後見制度の利用が必要である一方、身寄りがなく申立てを行うことが困難な人への市長による申立ての実施や、本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な人へ助成をすることで、成年後見制度の利用促進を図っています。

【事業実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
市長申立て数（件）	3	0	5
報酬費用助成数（件）	3	7	7

施策の方向

身寄りがない人や家族関係の希薄化、高齢者虐待等により、市長による申立て件数の増加や、本人等の財産状況から、報酬費用助成件数の増加が予想されるため、援助体制の充実に努めます。

【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て数（件）	5	6	7
報酬費用助成数（件）	7	8	9

③ 福祉サービス利用援助事業（舞鶴市社会福祉協議会）

現状

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業であり、公共料金等の支払い遅延や悪質商法、特殊詐欺等の予防につながるとともに見守りの機能も果たしています。

【事業実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
福祉サービス利用援助 事業(舞鶴市社会福祉協議会)	利用者数 (人)	88	96	100

施策の方向

今後、認知症高齢者はますます増加することが予測されることから、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を更に深めるとともに、より迅速に対応できるよう支援します。

また、必要に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、適切な事業実施が図れるよう努めていきます。

【令和 5 年度までの見込量】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉サービス利用援助 事業(舞鶴市社会福祉協議会)	利用者数 (人)	110	115	120

④ 権利擁護相談

現状

一人暮らしの高齢者や現に認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の尊厳確保を目的に、月に 1 回、市役所本庁において、財産管理や遺言、成年後見制度について、専門の相談員（行政書士）による権利擁護相談を実施しています。

【事業実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
権利擁護相談	開催回数 (回)	11	12	12
	相談者数 (人)	27	22	30

施策の方向

引き続き、舞鶴市社会福祉協議会や舞鶴市成年後見支援センターなどと連携し、適切な相談対応に努めます。

【令和 5 年度までの利用見込量】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
権利擁護相談	開催回数 (回)	12	12	12
	相談者数 (人)	26	26	26

(5) 福祉サービスの提供

① 軽度生活援助事業

現状

介護保険サービスの対象とはならないものの、日常生活において支援が必要な 65 歳以上の人々暮らしや高齢者世帯に対して、除雪の援助を行っています。

この事業は、舞鶴市シルバー人材センターに事業委託していることから、高齢者の支え合い活動にもつながっています。

【事業実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
実利用者数	(人)	1	26	40
派遣回数	(回)	1	35	250

施策の方向

高齢者にとって除雪は重労働であり、転倒、骨折等による要介護状態への移行を防止する観点からも必要性は高く、今後も引き続き実施していきます。

【令和 5 年度までの利用見込量】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数	(人)	40	40	40
派遣回数	(回)	250	250	250

② 安心生活支援システム整備事業

現状

一人暮らし高齢者等に対して、日常生活における不安の解消、緊急時の連絡手段を確保するため、24時間365日通報でき、健康、医療等の相談可能な安心生活支援システムを設置しています。

【事業実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
設置件数 (件)	217	201	220

施策の方向

高齢者の生活や身体状況を把握し、一人暮らしで、病弱の高齢者等が安心して生活が送れるよう、本システムで安否確認等を行い、地域の協力を得ながら安全・安心な生活の支援に努めます。

【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置件数 (件)	220	225	230

③ 老人日常生活用具貸与・給付事業

現状

一人暮らし等の高齢者が安全・安心な日常生活を送れるよう、介護保険制度の補完的な施策として、市独自に福祉用具の貸与・給付を行っています。

【事業実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
貸与 (件)	福祉電話	2	1	1
給付 (件)	火災警報器	1	2	1
	自動消火器	0	2	4
	電磁調理器	2	12	6
	老人杖	0	6	3

施策の方向

利用される高齢者的心身の状態や生活実態に適した用具を、介護保険で貸与や購入費を支給される品目と併せて貸与・給付することにより、高齢者の総合的な支援ができるよう努めます。

【令和5年度までの利用見込量】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与件)	福祉電話	1	1	1
給付(件)	火災警報器	2	2	2
	自動消火器	2	2	2
	電磁調理器	6	6	6
	老人杖	3	3	3

(6) 住まいの充実

① 養護老人ホーム

現状

概ね 65 歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が入所(措置)する施設です。

介護サービス等の充実により在宅生活の継続が可能となっていますが、身近に頼れる親族がない一人暮らし高齢者など、地域で生活することが難しい高齢者の入所が増加しています。

なお、市内の養護老人ホームについては、平成30年度より、市直営から社会福祉法人に運営を移譲しています。

【入所措置者の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画(人)	50	50	50
実績(人)	43	45	49
安岡園	37	39	42
	6	6	7

施策の方向

今後も身寄りがなく、経済的にも困窮している高齢者のセーフティネットとして、舞鶴市老人ホーム入所判定委員会の答申に沿って、適切な措置を行っていきます。

【令和5年度までの見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画(人)	50	50	50

② ケアハウス（軽費老人ホーム）

現状

60歳以上で身体機能の低下などにより、自立して生活することに不安のある人が、家族による援助が受けられない場合に低額な料金で入居できる、介護支援機能や快適に生活できる居住機能を持つ施設です。

現在、市内には3施設（109床）が整備されています。また、ケアハウス入居者が、介護が必要となった場合の対応として、介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの利用ができるよう、市内の2施設（68床）で体制が整えられています。

【施設の状況】

施設名	運営主体	定員(人)
シティコープ安寿	(社福) 安寿会	30 特定施設分 0
グリーンプラザ博愛	(社福) 博愛福祉会	50 特定施設分 39
グリーンパーク愛宕	(社福) 博愛福祉会	29 特定施設分 29
合 計		109 特定施設分 68

【入所者の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
計画(人)		109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
実績(人)		109	109	109
施設整備状況	定員(人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
施設数(箇所)		3	3	3

施策の方向

市内のケアハウス入居者の要介護状態の重度化に対して、より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量を見極めながら、サービスの提供に努めていきます。

【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (人)	109	109	109
うち特定施設分	68	68	68

③ サービス付き高齢者向け住宅

現状

バリアフリー構造等の高齢者にふさわしい住宅機能と、ケアの専門家による安否確認や生活相談の見守りサービスを備えた、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいです。現在、市内では3住宅（128戸）が整備されています。

【施設の状況】

施設名	運営主体	戸数	定員(人)
あつぶるハウス	(株) メタルエッグ	19	21 特定施設分 0
グランマーレせいほう	(医) 正峰会	80	83 特定施設分 27
ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	29	29 特定施設分 0
合 計		128	133 特定施設分 27

【入所者の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画 (人)		21	21	133
うち特定施設分		0	0	27
実績 (人)		21	21	123
施設整備状況	定員(人)	21	21	133
	うち特定施設分	0	0	27
住居数 (箇所)		1	1	3

施策の方向

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

また、特定施設分については、適正な特定施設入居者生活介護サービス量を見極めながら、サービスの提供に努めていきます。

なお、第8期計画期間中に更に1か所の整備が予定されています。

【令和5年度までの利用見込量】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 (人)	161	161	161
うち特定施設分	75	75	75

④ その他の住まい

高齢者に配慮した多様な住まいには、ケアハウスの一形態として、特に低所得者層に配慮した「高齢者あんしんサポートハウス」、介護や食事等のサービスを提供する「有料老人ホーム」があります。

現状

本市においては、現在、「高齢者あんしんサポートハウス」はありませんが、有料老人ホームは2か所あります。

【有料老人ホームの状況】

施設名	運営主体	定員(人)
きょうらく	(医) 正峰会	16
あっとほーむ風薰	(株) あっとほーむ風薰	10
合計		26

【入所者の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画(人)	26	26	26
実績(人)	22	19	17
施設整備状況	施設数(箇所)	2	2
	定員(人)	26	26

施策の方向

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

【令和5年度までの利用見込量】

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(人)	26	26	26

(7) 地域共生社会の実現

① 重層的支援体制の整備

現状

現在、介護福祉、子育て支援、障害福祉、ひきこもり支援や生活困窮者支援、DV支援等について、それぞれの窓口において、相談者に寄り添った支援を進めているところです。

介護福祉分野においては、地域の多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に地域ケア会議を実施していますが、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した問題を抱える相談に対しては、横連携を図りながら更に支援を充実させることが求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備の更なる強化を図るため、各分野の枠を超えた「重層的支援体制整備」が先の国会において新たな事業として位置付けられました。

施策の方向

新たな多機関連携体制を構築するためネットワーク会議を組織し、まずは現状を洗い直し、出てきた課題を精査し、その後、地域共生社会の実現を目指した「地域福祉計画」との整合を図りながら、本市に最もふさわしい重層的支援体制の整備にどう結びつけていくのか、その実現に向けて協議を進めていきます。

(8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築

① 災害時要援護者支援対策事業

現状

近年、国内各地で発生する風水害、地震などの大規模災害において、多くの高齢者が被災しており、高齢者に対する災害時の避難支援対策が求められています。

このような中、舞鶴市民生児童委員連盟及び自治会と市が連携し、あらかじめ高齢者をはじめとする要援護者を把握し、要援護者一人ひとりに対して支援方法や避難を支援する人などを決めておく「個別支援計画」の作成を推進しています。

また、核家族化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者世帯を狙った悪質商法や詐欺事件が頻発しており、防犯意識の啓発や見守り体制の強化・充実を図っていく必要があります。

【事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
個別支援計画作成率 (%)	66.4	71.6	72.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合

施策の方向

災害時・緊急時に、高齢者など要援護者の被災を可能な限り最小化できるよう、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、地域において、避難情報などの情報伝達や避難誘導、安否確認が行えるよう、自主防災組織や自治会、民生児童委員等の関係団体などの協力のもと、災害時に地域で支援できるような体制づくりに努めます。また、要援護者の皆さんのが「個別支援計画」を作成されるよう取組を強化するほか、避難支援者の見つからない人への支援など内容の充実に努めます。

災害発生時に要援護者が舞鶴市地域防災計画に定める避難所へ避難した際に、生活に支障をきたすと判断した場合は、防災担当課と連携し、「福祉避難所」となる介護施設と受入体制等の調整を行った上で、二次的に避難していただけるよう努めます。

【令和 5 年度までの見込量】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個別支援計画作成率 (%)	74.0	76.0	77.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合